

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和 5 年 9 月

和 光 市

目 次

- 第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 P 1
- 第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、
農業従事の態様に関する経営類型ごとの効率的
かつ安定的な農業経営の指標 P 4
- 第 3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、
農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの
新たに農業経営を営もうとする青年等が目標
とすべき農業経営の指標 P 10
- 第 4 第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、 農業を
担う者の確保及び育成に関する事項 P 10
- 第 5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する
農用地の利用集積に関する目標その他農用地の
効率的かつ総合的な利用に関する事項 P 11
- 第 6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 P 13
- 第 7 地域社会における都市農業活性化の方向 P 18
- 第 8 その他 P 20

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 地域の概要

和光市(以下「市」という)は、東京都に隣接する埼玉県(以下「県」という)の南部に位置し、北は荒川、東は白子川、西に越戸川が流れ、坂の多い起伏に富んだ地形となっている。都心から15km、首都東京の玄関口として発展し、昭和30年代後半より人口増が進み、40年代には大規模な集合住宅が建設され、農業中心都市から混合型都市へと大きく変貌している。

現在の農業生産は、露地野菜生産が中心で、冬にんじんが指定産地になっているほか、ホウレンソウ、ブロッコリー等の軟弱野菜を中心とした都市型農業を展開している。

今後は、地域住民との協調を基本に生産と消費が同一地域内で展開していく地産・地消の流通体系を確立するとともに、市民が土とのふれあいを深めるための市民農園を計画的に整備することで農地の有効利用と緑地空間が維持できる都市型農業を推進する。

2 農業の動向と課題

市の農業構造は、都市化の進展に伴い農地の減少が進むと同時に農地の資産的保有傾向が強まり、さらに、恒常的勤務や不動産貸付等による安定兼業農家が増加している。このような都市化が進展するなかで生産緑地を中心に農地の多面的な機能を活かしつつ、都市農業として立地条件の有利性を生かした農業経営ができるかが本市農業の課題となっている。

3 経営目標

市は、このような農業構造の現状及び見通しのもとに、農業が職業として選択しえる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を支援することとする。

具体的な経営の目標は、市及びその周辺市町において現に成立している優良な事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざす農業者が、地域における他産業従事者並みの年間農業所得(主たる従事者1人当たり450万円)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり1800時間)の水準を実現できるものとし、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 農業経営基盤強化方策

市は、将来の市の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を促進することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する措置を総合的に実施する。

まず、市は埼玉県さいたま農林振興センター(以下、農林振興センター)、あさか野農業協同組合(以下、農業協同組合)、和光市農業委員会(以下、農業委員会)等が十分なる相互の連携の下で指導を行うため、和光市担い手育成総合支援協議会において、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や

その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の和光市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

併せて、都市型農業の発展を図ろうとする意欲的な農業者に対し、集約的な経営展開を促進するため、農林振興センターと連携を図りながら、トンネル、簡易雨除施設を活用した作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。また、地域計画の作成・更新を通じた地域の話合い等により、農用地の集積や集約を図る。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成するうえで重要な位置を占めるものであることから、地域及び営農条件に応じてその育成を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、高齢農家等農業者すべてと地域住民との間で都市地域農業の重要性を共通の認識とした上で、地域資源の維持管理、コミュニティの醸成を図り、地域全体の発展を目指すものとする。

5 推進方法

市は、和光市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び、研修会や交流会の開催等を農林振興センターの協力の基に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

市の令和4年度の新規就農者は1人であり、過去5年間においても年1～2人程度となっている。都市化の進展に伴い営農環境は厳しいものとなっているが、立地の有利性を活かした農業経営の発展、また、都市部における貴重な農地の保全という観点からも、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する青年農業者を年間1万人から2万人に増大するという新規就農者の確保・定着目標や埼玉県が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標330人を踏まえ、市においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1

人あたりの年間農業所得250万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会による紹介、技術・経営面については農林振興センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する経営類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における経営類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、本指標の基幹的農業従事者数は家族2人を基準としている。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜経営	<p><基幹作目> きゃべつ 0.5ha</p> <p>だいこん 0.5ha</p> <p>にんじん 0.5ha</p> <p>ほうれんそう 0.8ha</p> <p><経営規模> 畑 1.5ha</p>	<p><資本装備> 作業場 100㎡ 1棟 予冷庫 2坪 1基 トラクター 24ps 1台 野菜洗浄機 2台 管理機 2台 土壌消毒機 1台</p> <p><経営条件> 1 緑肥作物の利用による地力維持と連作障害回避 2 堆肥や有機質肥料利用による環境にやさしい栽培の実現 3 かん水施設等整備による生産安定と品質向上</p>	<p>・複式簿記記帳実施による経営と家計の分離</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・気象、市況予測、経営管理にパソコンを利用</p> <p>・農場管理の手法としてGAPを取り入れる。</p>	<p>・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・労働のピーク時は雇用労働力を積極的に活用</p> <p>・労災保険の加入</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
直売多 品目経 営 基幹従 事者 2人	<p><基幹作目> きゃべつ 0.3ha</p> <p>だいこん 0.3ha</p> <p>にんじん 0.2ha</p> <p>ほうれんそう 0.55ha</p> <p>こまつな 0.2ha</p> <p>ねぎ 0.1ha</p> <p>さといも 0.1ha 等</p> <p><経営規模> 1.5ha</p>	<p><資本装備> 作業場 100 m² 1棟 予冷库 2坪 1基 トラクター 24ps 1台</p> <p>野菜洗浄機 1台 管理機 2台 土壤消毒機 1台</p> <p><経営条件> 1 多品目を効率的 に組み合わせた周 年生産・販売体系 を確立 2 堆肥や有機質肥 料利用による環境 にやさしい栽培の 実現 3 緑肥作物の利用 による地力維持と 連作障害回避 4 庭先、農産物直売 所、量販店、宅配 便等による多面販 売 5 顔の見える生産 を基本とした、消 費者交流の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 実施による経 営と家計の分 離 ・青色申告の実 施 ・気象、市況予 測、経営管理 にパソコンを 利用 ・農場管理の手 法としてG A Pを取り入れ る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定 に基づく給料 制、休日制の 導入 ・労働のピーク 時は雇用労働 力を積極的に 活用 ・労災保険の加 入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
直売果樹経営	<p>< 基幹作目 > ぶどう 0.8ha</p> <p>なし 0.5ha</p> <p>< 経営規模 > 1.3ha</p>	<p>< 資本装備 > 作業所兼販売所 100㎡ 1棟 駐車場 多目的防災網施設 130a 1式 スピードスプレイヤ 1台 トラクター 24ps 1台</p> <p>< 経営条件 > 1 多彩な品種による収穫期間の拡大 2 減農薬・減化学肥料栽培の実施 3 緑肥作物の草生栽培による除草剤削減や省力化 4 庭先、農産物直売所、宅配便等による多面販売 5 作業を単純化、マニュアル化し、雇用労力を活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、市況予測、経営管理にパソコンを利用 ・農場管理の手法としてGAPを取り入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・労働のピーク時は雇用労働力を積極的に活用 ・労災保険の加入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設切花経営 基幹従事者 2人	<基幹作目> バラ 3,000 m ² <経営規模> 鉄骨ガラス温室 3,000 m ²	<資本装備> 鉄骨ガラス温室 1,000 m ² 3棟 ロックウール水耕システム 1,000 m ² 1式 荷造り作業場 50 m ² 1棟 保冷库 2坪 1基 暖房機 2台 <経営条件> 1 周年切り花栽培 2 多品種の導入による多様な消費者ニーズへの対応 3 立地を生かした多方面にわたる販売 4 温室は複合環境制御 5 作業を単純化、マニュアル化し、雇用労力を活用	・複式簿記記帳実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、市況予測、経営管理にパソコンを利用 ・農場管理の手法としてGAPを取り入れる。	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・労働のピーク時は雇用労働力を積極的に活用 ・労災保険の加入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
都市観光農業経営 基幹従事者 2人	<p><基幹作目> 農作業体験 0.3ha 直売野菜 きゃべつ だいこん にんじん ほうれんそう こまつな ねぎ さといも等</p> <p><経営規模> 1.5ha</p>	<p><資本装備> 休憩所、販売所 1棟 作業場 100㎡ 1棟 トラクター 24ps 管理機 2台 土壌消毒機 1台</p> <p><経営条件> 1 一般市民を対象にした技術指導による農作業体験農園+直売 2 駐車場、トイレ、休憩所等の施設完備 3 堆肥や有機質肥料利用による環境にやさしい栽培の実現 4 緑肥作物の利用による地力維持と連作障害回避</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、市況予測、経営管理にパソコンを利用 ・農場管理の手法としてGAPを取り入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・労働のピーク時は雇用労働力を積極的に活用 ・労災保険の加入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
苗物・鉢物栽培経営 基幹従事者 2人	<基幹作目> 苗物 (パンジー・ニチニチソウ等) 作付面積 8,000 m ² 鉢物 (シクラメン・キク等) 作付面積 1,000 m ² <経営規模> アクリルハウス 2,000 m ² パイプハウス 1,000 m ²	<資本装備> アクリルハウス 1,000 m ² 2棟 パイプハウス 300 m ² 3棟 蒸気土壤消毒機 1台 ポッティングマシン 1台 フロントローダー 1台 フォークリフト 1台 <経営条件> 1 立地を活かした多方面にわたる販売 2 セル成型苗の利用により育苗作業を省力化し、施設の回転率の向上 3 作業を単純化、マニュアル化し、雇用労働力を活用	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、市況予測、経営管理にパソコンを利用 ・市場及び小売店との連携を密にし、消費者ニーズに対応する品種の栽培 ・農場管理の手法としてGAPを取り入れる。	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・労働のピーク時は雇用労働力を積極的に活用 ・労災保険の加入

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の主要な営農類型については、第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標の営農類型に準じるものとする。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

市の特産品であるにんじん、ホウレンソウ、ブロッコリーなどの農畜産物を安定的に生産し、市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、埼玉県農業経営・就農支援センター、農林振興センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制に取り組む。

加えて、市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農林振興センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフ

フォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、県、農業教育機関、農業協同組合、農業委員会等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ①支援センターは、農業支援課、農林振興センター、市及び伴走機関（農業系団体、商工系団体）等との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農相談や農業法人等からの求人情報の収集及び提供、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への情報提供、公益社団法人埼玉県農林公社が実施する青年農業者確保育成活動等を推進する。
- ②市は、就農等希望者の受入について、明日の農業担い手育成塾など市の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の情報提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。
- ③農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。農業支援サービス事業者の活用に関し、市は、農業支援サービス事業者に対して提供サービス内容（料金、対応区域等）に関する情報の提供を働き掛ける。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、農業協同組合と連携して、市における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、農業経営・就農支援センター及び農林振興センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市内において後継者がいない場合は、農業経営・就農支援センター及び農林振興センター等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に占める面積のシェアの目標
42%

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面的集積についての目標
農地中間管理機構等の実施により効率的かつ安定的な農業経営を営む者における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等

市の市街化区域内では、農地が散在している状態であり、その多くが生産緑地地区の指定を受けている。そうした農地の多くでは、直売所や庭先での販売を主眼において、少量多品目栽培が行われている。

また、市街化調整区域では、かつての水田地帯が現在では畑作地帯として生まれかわり露地野菜の作付けが盛んとなっているが、経営農地は分散傾向にあり、意欲ある農業者への利用集積を促進し、経営の効率化を図る必要がある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

現在、利用権の設定による担い手への農地の集積を促進しているが、今後は地権者の高齢化などの影響で、受け手を求める農地の増加が見込まれる。現状では農地の貸借について抵抗感を持つ農業者がいることから、更なる制度周知活動を行い農地の流動化を促すと共に、担い手となる農業者が、農地の引き受け手として、効率的かつ安定的に農業経営を継続できるよう、現在実施している補助金事業や援農ボランティア事業などの施策・事業の拡充に努める。

特に、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理事業を軸としながら、県、市、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図るよう努める。

なお、担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図るよう努める。

(3) 関係団体との連携

市では、関係機関が有する農地や営農意向の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、農林振興センター、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、農業委員会が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、和光市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行うとともに、高齢化による遊休農地の増加、それに伴う乱開発の防止に力を注ぎ、市の農業の未来に明るい希望が持てるよう努力する。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 地域計画推進事業

市は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

(2) 協議の場の設置方法

ア 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

地域計画の協議の場の開催については、農業者、農林振興センター、農業協同組合、農地中間管理機構の農地集積推進員、土地改良区、農業委員、市、その他の関係者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに調整し、市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し広く周知する。協議の時期については当該区域における農繁期を除いて設定することとする。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を産業支援課に設置する。

イ 協議すべき事項

(ア) 地域計画の区域

(イ) (ア)の区域における農業の将来の在り方

(ウ) (イ)の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(エ) 農業者その他の(ア)の区域の関係者が(ウ)目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。

(3) 地域計画の区域の基準

市街化調整区域内で特に営農活動が盛んな区域を含むこととする。

(4) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

市は、地域計画の策定に当たって、農林振興センター、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、農業委員会等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適

切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をす

る者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、及び助言

① 市は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

② 市は、(5)の①に規定する団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があつた場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整

備を図る。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1 から 4 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区及び農業委員会は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、和光市担い手育成総合支援協議会のもとで、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 地域社会における都市農業活性化の方向

和光市は、東京に隣接していて、池袋まで電車で15分という立地、また、外郭環状道路が縦断し、国道254号線が横断するという交通の利便性の高い土地柄となっている。このようなことから都市化の進展が激しく、市の面積（11.04 km²）の約67%（7.41 km²）が市街化区域ということもあいまって、農地面積は約96haであり、そのうち生産緑地面積は約38haとなっている（令和3年3月末現在）。

このような状況のなか、農業の持つ多面的機能は都市地域にとって貴重な資源であるとの認識のもと、都市の特性を活かした農業の展開を図ることとする。

1 優良農地の保全

農地は、農産物の生産の場であるとともに、緑地やオープンスペースとして、また、地域活性化のための有効な資源として多様な役割を担っている。

このため、地域の特性に即した優良農地の確保・保全に努める。なお、「優良農地」とは、「集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えている農地」（国・県基準）及び、「生産緑地及び間断なく永続的に耕作されている農地」（市基準）とする。

重点施策

- ・担い手への農地の集積
- ・坂下土地改良区清掃事業
- ・花景観作物の植栽
- ・生産緑地の維持
- ・廃ビニールの回収

2 地産・地消の推進

周辺農地の宅地化の進展を踏まえ、立地条件を生かした「顔の見える農業」として、消費者ニーズを直接つかむことのできる直売事業や庭先販売のより一層の充実に取り組み、「安全・安心・身近」を基本に、地場消費の拡大と食育の推進を図る。

重点施策

- ・農産物直売センター、庭先販売での販売促進
- ・学校給食への供給
- ・食育の推進
- ・学校農園の推進

3 環境にやさしい農業の推進

環境保全型農業の取り組みを促進するため、減農薬、減化学肥料による環境にやさしいについて推進する。また、環境負担の低減と農業の持続性の確保のため、環境負担低減事業活動の推進を図る。また、生産者は安全で安心できる食料を供給し、環境にやさしい農業生産に取り組むためGAPに取り組む農業者の育成推進を図る。

重点施策

- ・循環型農業の推進
- ・緑肥作物の推進
- ・GAPに取り組む農業者の育成推進
- ・環境負荷低減事業活動の推進

4 経営合理化の促進と先端技術の導入

首都圏の立地条件を生かした集約型農業の展開を促進するため、近代的農業施設の導入による安定生産や労働力の省力化を図り、併せて、経営管理、経営分析等を行うためのパソコン導入等による経営合理化の促進と、バイオテクノロジーを活用した優良種苗、新品種の導入による生産性の向上やコンピューター等の先端技術を利用した栽培管理により、コスト低減を目指した省力・省エネ技術等の導入を促進する。

また、農業者が必要とする情報の適切な提供体制の確立を図り、援農ボランティアシステムを導入し、人手不足の解消や、農地の有効利用を図る。

- 重点施策
- ・援農ボランティア制度の導入
 - ・農業関係講習の実施
 - ・新技術の導入

5 担い手の育成

農業に生きがいと夢を持ち、地域農業の担い手となる意欲的な農業後継者の確保を図り、高度な専門技術や幅広い技術を習得させ、進取の気質にとんだすぐれた農業後継者を育成する。一方、農業団体は、その役割を明確化し、生産技術や経営能力など研修制度を充実させ、団体組織としての資質の向上を図るとともに、本市の実情に即した自主的な活動を促進する。なお、和光市農業後継者クラブの活動の充実、強化を積極的に支援する。

- 重点施策
- ・農産物直売団体の強化及び充実
 - ・出荷組合（宅配出荷、量販店出荷等）の強化及び充実
 - ・農業後継者倶楽部の強化及び充実

6 ふれあい農業の推進

農家による管理・指導の促進など、土に親しむ機会の少ない都市住民が直接農業に触れられる機会を提供する。また、市民が直接農業を理解することができる場となる市民農園を整備し、農地が持つ緑地空間、防災機能の多面的な役割を活かしながら、農地の有効利用を図る。

- 重点施策
- ・駅前農業体験教室の開催
 - ・農業後継者倶楽部による収穫体験教室（夏・秋）の開催
 - ・観光農園（じゃがいも、とうもろこし、さつまいも、いちご、梨、巨峰）の推進
 - ・市民農園の活性化
 - ・農業体験型農園の推進

※ 6つの大きな柱に、各々具体的な重点施策を盛り込んだものである。重点施策については、現在の事業と今後の事業化を予定していくものを含む。

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進法に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和4年3月15日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。
経過措置期間中は、農用地利用集積計画の規定はなお従前のとおり。